

論壇

所在不明者がいる場合の対応とその税務問題について

1. はじめに

核家族化や少子高齢化の影響で、所在不明者の財産管理に関する事件は、毎年数千件程度存在するようであるが、直近の裁判所ホームページにおいては大幅な増減は見られない。

所在不明者が一定規模以上の資産を有している場合

2. 所在不明者が財産を有していた場合の手続き

所在が分からない者（以下「不在者」という）が特定の財産を有していた場合や、相続人としての地位を有した場合には、下記のような不在者財産管理人の選任や失踪宣告の手続きが必要となる場合がある。

なお、相続発生時に相続人が全くいない場合は、相続財産法人が成立し特別縁故者・持分共有者への相続税課税の問題が生じるが、本稿では紙幅の関係で省略する。

(1) 不在者が財産を有していた場合

不在者の財産を適切に管理しないと、不在者が帰来した時（現れた時）に財産が逸失していることも考えられる。このような場合、民法25条から29条に基づき、利害関係者等の申

には、財産管理だけでなく、それに伴う税務問題も生じることになる。

そこで本稿では、所在不明者についての手続きの概要を確認した後、当該手続きにおける税務問題について検討する。なお、本稿中の意見は私見であることを予め申し添える。

3. 事例検討

庭裁判所に失踪宣告の申立を行うことができる。当該申立が認められると死亡したものとみなされるため、不在者の財産を原則として相続人が相続することとなる。

不在者財産管理人の善管注意義務

不在者財産管理人は法定代理人であり、不在者の財産管理について善管注意義務を負うとされるため、不在者の財産を適正に維持・管理することが求められる。

国稅庁ホームページ（以下「国稅庁HP」という）の不在者に関する質疑応答事例を通じて、不在者に関する税務問題について検討する。

(1) 不在者財産管理人が家庭裁判所の権限外行為許可を得て、不在者の財産を譲渡した場合の申告

不在者が行方不明になったから一定期間（普通失踪の場合は7年間、特別失踪の場合は危難が去ってから1年間）を経過した場合、民法30条に基づき、家

管注意義務

不在者財産管理人は法定代理人であり、不在者の財産管理について善管注意義務を負うとされるため、不在者の財産を適正に維持・管理することが求められる。

国稅庁HPによると、不在者財産管理人が行った行為は不在者自身に帰属するとし、当該土地は小規模宅地等の特例の対象になるとの説明がある。

前述のとおり、不在者が行方不明になってから一定期間（普通失踪は7年間）経過しており、家庭裁判所に失踪宣告が認められると不在者は死亡したものとみなされ、不在者の遺産は原則として相続人が相続することとなる。この場合（他の適用要件を満たせば）小規模宅地等の特例を受けられることを本事例では明らかにしている。

そのために、不在者財産管理人が譲渡所得の納税申告を行う際は、取得費の綿密な調査、過去の買換特例の適用有無の調査等、普段以上に慎重な納税申告が求められることとなる。

(2) 小規模宅地等の特例の対象となる宅地等の範囲（財産管理人の事業）

不在者が有している土地について、不在者財産管理人が財産保全のため駐車業経営（アスファルト舗装等）を始めた。その後、不在者失踪から7年を経過し家庭裁判所への失踪宣告の申立が認められたが、当該土地は小規模宅地等の特例を受けられるのか、という質疑応答事例である。

国稅庁HPによると、不在者財産管理人が行った行為は不在者自身に帰属するとし、当該土地は小規模宅地等の特例の対象になるとの説明がある。

前述のとおり、不在者が行方不明になってから一定期間（普通失踪は7年間）経過しており、家庭裁判所に失踪宣告が認められると不在者は死亡したものとみなされ、不在者の遺産は原則として相続人が相続することとなる。この場合（他の適用要件を満たせば）小規模宅地等の特例を受けられることを本事例では明らかにしている。

そのために、不在者財産管理人が譲渡所得の納税申告を行う際は、取得費の綿密な調査、過去の買換特例の適用有無の調査等、普段以上に慎重な納税申告が求められることとなる。

(2) 小規模宅地等の特例の対象となる宅地等の範囲（財産管理人の事業）



石橋将年【日本橋】

れ、その際は次のような税務問題が生じると思われるので、その点について検討してみたい。

① 遺産分割協議

相続人が行方不明になってから7年を経過しておらず、かつ、遺言書がない場合は、不在者財産管理人と相続人との間で遺産分割協議をすることになるが、遺産分割協議は家庭裁判所の権限外行為許可が必要となる（事前に遺産分割協議の原案を示す必要があると思われる）。その際は、原則として「不在者に法定相続程度の遺産を相続させる」旨の分割案が必要となる場合がある。各種特例（配偶者の税額軽減・小規模宅地等の特例等）を受けるためには、申告期限に間に合うよう早めの手続きが必要となる。

② 各種特例の適用にあたっての事実確認

質疑応答事例のように小規模宅地等の特例の適用要件を明確に満たしているとは判断できれば問題はない。しかしながら、各種特例の適用にあたって、相続人たる不在者本人に事実確認が必要な場合は、不在者財産管理人はどのように判断すればよいのだろうか。

外形的に確認できる特例（配偶者の税額軽減・未成年者控除・相次相続控除等）であれば問題は少ないと思

4. 結び

不在者が関係する税務事例では、事実確認できない事項が多く、実務上種々の問題が生ずる可能性がある。また、選任された不在者財産管理人には善管注意義務があり（税務以外の問題ではあるが）誤った判断の結果、不在者が損害を被った事例も存在するようである。

不在者財産管理人を選任する際、法的問題が生じる可能性があるため家庭裁判所に

「参考文献」

- ・財産管理実務研究会編『新訂版 不在者・相続人不在財産管理の実務』（新日本法規、2005）
・三木義一・関根稔・山名隆男・占部裕典『実務家のための税務相談（民法編）第2版』（有斐閣、2006）
・片岡武・金井繁昌・草部康司・川畑晃一『第2版 家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務』（日本加除出版、2014）
（※1）本山敦「不在者財産管理人の財産処分行為と法定単純承認」月報司法書士No.518・74頁（2015）
（※2）裁判所HP・司法統計

あるが、当該制度の適用を受けていたか不明な場合も想定される。

その場合は、所轄税務署で当該制度の適用有無を確認することが必要と思われる。なお、上述のとおり不在者財産管理人は一種の法定代理人と解されるため、不在者財産管理人は不在者自身の特例の適用有無を確認できると、私見ながら思われる。

また、過去に公正証書遺言を作成していた可能性があるならば、公証役場で遺言検索も行うべきと考える。

が判断した場合には、弁護士・司法書士といった法律の専門家を選任するようである。また、今後増加するであろう不在者に関する問題について対応できるように、税理士も相続関係の法令・手続きについて、より一層の研鑽に励むべきと考える。

- 「平成27年度家事審判調停事件の事件別新受件数（全家庭裁判所）」
（※3）財産管理実務研究会編『前掲書20頁』
（※4）財産管理実務研究会編『前掲書36頁』
（※5）財産管理実務研究会編『前掲書38頁』
（※6）日税連税法データベース・TAINSCOD「法人事例大綱0046」
（※7）三木義一ほか『前掲書12頁』
（※8）片岡武ほか『前掲書187頁』
（※9）本山敦『前掲書74頁』
（※10）片岡武ほか『前掲書170頁』